

第 136 回日本医学放射線学会北日本地方会 世話人会 議事録

日 時：平成 29 年 6 月 16 日（金） 13:00～13:30

場 所：山形市 山形テルサ 3 階 研修室 B

出席者：青木昌彦、青山英史、石井清、伊藤浩、今井茂樹、小川芳弘、小野修一、織内昇、岸和史（代：鳥居暁）、木下俊文、木村元政、工藤與亮、古泉直也、齋藤春夫、宍戸文男、神宮啓一、菅井幸雄、高井良尋、高瀬圭、高橋康二（代：渡辺尚史）、高橋聡、田巻倫明、田村亮、寺江聡、中村隆二、根本建二、畠中正光、福田寛、細矢貴亮、松下晴雄、松本恒、麦倉俊司、吉岡邦浩、吉村宣彦

（敬称略、五十音順）

議 題

1. 当番世話人挨拶

第 136 回日本医学放射線学会北日本地方会当番世話人である山形大学医学部放射線医学講座根本建二教授より挨拶があった。

2. 前回（第 135 回）議事録確認

特に指摘事項なく、前回議事録が承認された。

3. 報告事項

黙とう

栗冠正利先生（東北大学名誉教授）平成 28 年 11 月 2 日ご逝去 享年 100 歳
に黙とうが捧げられた。

1) 理事会動向

根本世話人より報告

- ① 専門医新制度に関して、学会の意向が反映された方針で機構が複数の専門医を取得、保持することは認められない方向
- ② 診療放射線技師による読影補助が検討されていることについて
これに関して松本恒世話人、齋藤春夫世話人、高瀬世話人よりそれぞれ情報提供、意見が出された。

神宮代表世話人より

③ 日医放代議員選挙日程について報告があった。

9月16日（金）立候補締め切り、11月4日投票締め切り

2) 各種委員会報告

特になし

3) 第137回秋季地方会案内（東北大学・高瀬 圭世話人）

2017年10月14日（土）仙台市 長陵会館

高瀬世話人より案内があった。土曜日1日開催

4) 第138回春季地方会案内（岩手医科大学・有賀久哲 世話人）

2018年6月23日（土）盛岡市 アイーナ 土曜日1日開催

5) 第139回秋季地方会の当番世話人として、神宮代表世話人より東北大学保健学科
武田賢世話人が推薦され、承認された。

6) 第140回春季地方会は 弘前大学 青木昌彦先生の当番世話人が承認された。

4. 協議事項

1) 新世話人推薦

[細矢貴亮世話人より推薦]

鹿戸将史先生（山形大学医学部 放射線診断科 准教授）

[石井 清世話人より推薦]

山崎哲郎先生（仙台厚生病院放射線科 主任部長）

以上2名の新世話人が承認された。

2) 平成29年度事業計画

① 定期学術集会の開催

春季（第136回）平成29年6月16日（金）山形市

秋季（第137回）平成29年10月14日（土）仙台市

② セミナーの開催

第6回北日本臨床研修医・医学生のための放射線セミナー

平成29年6月17日（土）山形テルサ

上記が説明され承認された。

3) 会計報告 別紙にて提示、説明があり、承認された

4) 名誉会員認定について

伊藤正敏 先生

高宮 誠 先生（世話人経験ないが、特例で）齋藤春夫先生より推薦
以上、2名の名誉会員が承認された。

5) 世話人会退会希望について

石井 清先生（仙台厚生病院 放射線科）

木村元政先生（立川総合病院 心血管放射線科）

瀧 靖之先生（東北大学加齢医学研究所）

玉木長良 先生（京都府立医科大学 放射線医学講座）

以上4名より退会希望の申し出の報告があり、承認された。

5. その他

- ① JCR 北日本案について畠中正光世話人より会設室の経緯などについて説明があった。
北日本地区放射線科専門医会・医会定款案 (添付資料参照) の提示があり、次回地方会（10月）の際に第1回を開催予定とのこと。
根本世話人より運営に関わる財源について質問があった。
福田世話人より過去に設立の動きがあったのではないかと指摘があり、各地域の過去の状況報告が複数行われた。
- ② 北日本臨床研修医・医学生のための放射線セミナーについて高瀬世話人より説明があった。
旧年会費残金を元手に開催して来たが、残金がわずかとなり、今後の開催にあたっては参加者旅費を各大学負担とする等、資金的制約が生じることとなったとのこと。
存続について問題提起があり、今後議論していく予定。次回開催場所の確保は行っておくとのこと。
根本世話人より、会の実績をまとめて日医放の理事会に提出し、予算申請をすることが提案された。
- ③ 高瀬世話人より指導者講習会を地方会の際に開催することを試みるべきかという提案があり、開催を希望する意見が複数出された。次回地方会前日の金曜日開催の方向になりそう。
- ④ 神宮代表世話人より、地方会の際の優秀演題賞投票有権者に関しては当番世話人に一任とすることが説明された。
- ⑤ 畠中世話人より、平成30年秋の仙台で行われる地方会の際に「断層映像研究会」が開催されるとの案内があった。

北日本地区放射線科専門医会・医会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本放射線専門医会・医会（英文 Japanese College of Radiology、略称 JCR）の支部であり、北日本地区日本放射線専門医会・医会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区星陵町1-1 東北大学病院放射線科医局に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、放射線医療の啓蒙と発展ならびに放射線科医の地位向上を推進し、会員間の情報交換を行い、もって北日本地区の医療の発展を通して地域の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために行われている JCR の下部組織として下記の公益目的事業を援助・実施する。

- (1) 放射線医学・放射線診療を通じた医療水準の維持向上に関する事業
- (2) 会員の学術研修、生涯教育、親睦および国内・国際交流の促進に関する事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第5条 第2章・第4条の目的のため、JCR の理事会および社員総会での議事録が各会の終了後3ヶ月以内に本会へ送付・伝達される。

第3章 会員

第6条 本会の会員は JCR 定款第3章・第5条、会員・社員に準じ、以下の通りとする。

日本医学放射線学会認定放射線科専門医、放射線診断専門医または放射線治療専門医のうち本会の目的に賛同する診療もしくは医学研究に従事する医師である個人、又は本会開設時に会の趣旨に賛同した放射線科専門医と同程度の経歴を有する医師である個人。日本医学放射線学会認定放射線科専門医資格取得以前の者のうち、本会の目的に賛同する個人。

(入会)

第7条 会員となろうとする者は、JCR の入会申込書に会費を添えて JCR 代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。JCR 理事会の承認が得られ JCR の会員と認められ、主たる放射線業務実施場所が JCR の北日本地区に存在する場合、自動的に本会の会員となる。

(退会、会員の資格消失、除名、会員の資格喪失に伴う権利および義務)

第8条 退会、会員の資格消失、除名、会員の資格喪失に伴う権利および義務は、JCRの規定に準じる。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第10条 総会は、次の事項及びJCRの規定する事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び継続
- (4) 事業報告の承認
- (5) 理事会において総会に付議した事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項

2 総会はあらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

3 総会は、会員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできない。

(招集)

第11条 定時総会は毎事業年度終了後7ヶ月以内に招集する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

2 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

(3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の

数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(5) 各前号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(招集通知)

第12条 会長は、総会までに会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

2 総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは前項の通知には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書

(議長)

第13条 総会の議長は、会長とし、会長に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた他の理事がこれに当たる。

(決議)

第14条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部の譲渡又は一部の譲渡

(議決権)

第15条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第16条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第14条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第17条 総会に出席しない会員が書面（又は電磁的方法）で議決権を行使することができること

とするときは、総会に出席できない会員は、第12条第2項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第14条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 会長が総会の目的である事項につき提案した場合において、会員の全員が提案された議案につき書面（又は電磁的方法）により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第11条第3項の理事会において定めるものとし、第12条から前条までの規定は適用しない

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 会員の中から数名の理事を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事は理事会で決定し、北日本地区日本放射線専門医会・医会会長（以下会長）とする。

(2) 監事 1名の監事を置く。

監事は会長が任命する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、別に定める方法によって当該内容を決議する。

3 代表理事（会長）は、別途定める選考規則により会員の中から選任する。

(役員の資格)

第22条 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(解任)

第 23 条 役員はいつでも第 10 条に定める社員総会の決議によって解任することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定 時社員総会の終結の時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選 任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期又は現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第 25 条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員職務)

第 26 条 理事及び監事は、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

(1) 理事は、理事会を構成しその職務を行う

(2) 会長は総会及び理事会を招集し、議長となるほか、この本会を代表し職務を行う。

(3) 理事は、会長を補佐する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事がその職務を代行するものとする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 27 条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項
 - (2) 代表理事の選定及び解職
 - (3) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (4) 多額の借財
 - (5) 重要な使用人の選任及び解任
 - (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は会長とし、会長に事故のある場合は、他の理事から選任する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

2 前項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第 32 条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する 理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事 とする。

【附則】

1 本定款は平成 29 年 10 月**日より施行する。